

2026年1月

お取引先 各位

日本道路株式会社

「取引代金受領に関する依頼書 兼 領収印鑑届」の書式変更に伴う  
提出書類の記載・提出方法について（ご案内）

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび「取引代金受領に関する依頼書 兼 領収印鑑届」（以下「依頼書」という）の書式を変更しました。今回の変更は、2026年1月から施行された製造委託等に係る中小委託事業者に対する代金支払遅延の防止に関する法律（通称：取適法、以下「取適法」という）に対応するため、「従業員数」、「安全衛生協力会互助会への入会確認」欄を追加しています。初めて登録する場合、又は登録内容を変更する場合は、下記の記載方法等を十分確認のうえ、依頼書を提出願います。

敬具

記

（共通）

1. 依頼書は、貴社への取引代金支払いのため重要な書類となりますので、記入例を参照のうえ、正確に記入し、必要な添付書類と合わせて弊社取引事業所へ提出願います。

（提出書類）

2. 必要な添付書類は以下のとおりです。

・初めて取引する場合	：依頼書、登記簿謄本
・会社名・代表者名・住所・資本金を変更する場合	：依頼書、登記簿謄本
・その他事項の変更	：依頼書

\*依頼書については新規・変更いずれの場合でも社印・領収印の押印が必要  
個人事業主の場合は登記簿謄本の提出は不要

（年月日）

3. 依頼書を弊社取引事業所へ提出する年月日（郵送等の場合は発送日）を記入願います。

(区分)

4. 初めて登録する場合は「新規」、既に届け出済みの内容を変更する場合は「変更」の□に✓マークを記入願います。また、「変更」の場合には取引先コード（10桁）を記入のうえ変更する項目の□に✓マークを記入願います。

(会社名・代表者名・住所)

5. 登記簿謄本と照合しますので、原則登記上の会社名・住所・代表者名を正確に記入のうえ、社印・領收印の欄に押印願います。  
\*領收印については領收書に使用する印鑑と同一の印を押印願います。

(法人番号)

6. 国税庁が指定する、法人番号（13桁）を記入願います。

(個人事業主等においては記入不要)

(会社形態・創立日・資本金)

7. 該当する形態の□に✓マークを記入願います。会社形態が「合弁会社」「個人」以外の場合、創立日と資本金を記入願います。

(従業員数)

8. 提出日時点または直近で開示等している従業員数を記入し、基準日とした年月日を記入願います。

(適格請求書発行事業者登録番号・免税事業者)

9. 適格請求書発行事業者は、登録番号（T+13桁）を記入願います。  
免税事業者は、登録番号は記入せず免税事業者の□に✓マークを記入願います。

(営業種目)

10. 貴社の主な事業内容を記入願います。

(建設業許可内容)

11. 建設業許可を有する会社の場合、大臣知事コード（2桁）、一般・特定区分の□に✓マーク、建設業許可番号（6桁）を記入願います。（建設業以外の会社においては記入不要）

(安全衛生協力会互助会)

12. 当社では、協力会社と相提携して、労働災害等の予防と補償に関する相互扶助を行うことを目的とし、「日本道路安全衛生協力会互助会」を設置しています。

- ・会員資格（原 則）：建設会社、材料納入会社、機械等賃貸会社及び運搬会社
- ・会 費：入会を希望される場合、会費として、毎月の支払代金に原則として「1000分の1」の率を乗じた額を徴収します（支払代金が10万円未満の場合は徴収しません。）。  
ただし、入会を希望しないお取引先及び取適法の適用対象となる会員または取引に関しては、会費の徴収は行いません。  
なお、この場合、当該お取引先並びに当該会員の行為に起因して発生した第三者災害及び当該会員の従業員が被災した災害について、原則として互助会の支給はございませんので、ご注意願います。
- ・その他：既に徴収された会費は、一切返還しません。

\*上記を確認のうえ、入会を希望する場合は□に✓マーク、入会を希望しない場合は□に✓マークを記入願います。

（振込先口座情報）

- 13.金融機関コード（4桁）、支店コード（3桁）の欄には一般社団法人全国銀行協会等が公表しているコードで記入願います。  
\*金融機関コード・支店コード・口座名義、口座番号に誤りがあると支払日に支払いが出来ない可能性があるため、正確に記入願います。

以 上